

第 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 8 月 7 日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

人事院勧告等に準じて、通勤手当の改定等をしたいので、緊急に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例を改正する必要性が生じ、令和 8 年 3 月 31 日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

第 7 号議案別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条
第 1 項の規定により、専決処分する。

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例（別紙）

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小 野 克 典

別紙

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の表に対応する改正後の欄の表が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の表を削る。
- (3) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(通勤手当) 第10条 略 (2) 通勤のため <u>自転車</u> その他交通の用具で組合規則で定めるもの(以下「 <u>自転車等</u> 」という。)を <u>利用</u> することを常例とする職員(<u>自転車等</u> を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて <u>自転車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び <u>次号</u> に掲げる職員を除く。)	(通勤手当) 第10条 略 (2) 通勤のため <u>自動車</u> その他交通の用具で組合規則で定めるもの(以下「 <u>自動車等</u> 」という。)を <u>使用</u> することを常例とする職員(<u>自動車等</u> を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて <u>自動車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び <u>第3号</u> に掲げる職員を除く。)
(3) 通勤のため交通機関等を利用してそ	(3) 通勤のため交通機関等を利用してそ

の運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 略

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の区分の欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の支給額の欄に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあつては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

区分	支給額
自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員	2,000円
自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円
自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,400円
自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,500円
自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円
自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメー	19,700円

の運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 略

- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて組合規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあつては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

トル未満である職員	
自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	25,900円
自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員	38,700円

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が組合規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(組合規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として組合規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手

			当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
3	通勤手当は、支給単位期間（組合規則で定める通勤手当にあつては、組合規則で定める期間）に係る <u>最初の月</u> の組合規則で定める日に支給する。	5	通勤手当は、支給単位期間（組合規則で定める通勤手当にあつては、組合規則で定める期間）に係る <u>最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として組合規則で定める場合にあつては、その翌月）</u> の組合規則で定める日に支給する。
4	略	6	略
5	この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として <u>6箇月</u> を超えない範囲内で <u>1箇月</u> を単位として組合規則で定める期間（ <u>自転車等</u> に係る通勤手当にあつては、 <u>1箇月</u> ）をいう。	7	この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として <u>6か月</u> を超えない範囲内で <u>1か月</u> を単位として組合規則で定める期間（ <u>自動車等及び駐車場等</u> に係る通勤手当にあつては、 <u>1か月</u> ）をいう。
6	略 (時間外勤務手当)	8	略 (時間外勤務手当)
第13条	略	第13条	略
4	正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間、休日等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち組合規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(組合規則で定める時間を除く。)を合計した時間が <u>1箇月</u> について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて	4	正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間、休日等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち組合規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(組合規則で定める時間を除く。)を合計した時間が <u>1か月</u> について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。)又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

(期末手当)

第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において組合規則で定める日(次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び組合規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

適用する場合を含む。)又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

(期末手当)

第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において組合規則で定める日(次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び組合規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

第17条の5 略 (3) 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (勤勉手当)	第17条の5 略 (3) 基準日前<u>1か月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (勤勉手当)
第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、又は死亡した職員(組合規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 (休職者の給与)	第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前<u>6か月</u>以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前<u>1か月</u>以内に退職し、又は死亡した職員(組合規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 (休職者の給与)
第18条 略 6 第2項及び第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第17条の4第1項に規定する基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により組合規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。	第18条 略 6 第2項及び第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第17条の4第1項に規定する基準日前<u>1か月</u>以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により組合規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。